

令和7年度事業計画

基本方針

- (1) 我が国の総人口が減少する中において、首都圏に位置する千葉県においては628万人(全国6位)であり、転入超過による人口増加が続いているものの、出生率は低く、また高齢化率については令和3年の27.9%(全国28.9%)に対して令和27年には36.4%と推計される等、生産年齢人口の減少と併せて高齢化の進展が予想されている。
加えて人生100年時代を迎え、ライフスタイルが多様化する中で、どのような働き方であっても安心して生活することができる社会を造っていくことが必要とされている。
- (2) こうした情勢下において千葉労働局では、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現のため、第14次労働災害防止計画(以下、「14次防」という。)の目標達成に向け、同計画で定められている高年齢労働者等の労働災害防止対策、個人事業者等に対する安全衛生対策等の推進や労働者の健康確保対策及び化学物質等による健康障害防止対策等の重点事項等について、14次防期間中の状況や議論等も踏まえ、取り組んでいくこととしている。
- (3) 公益社団法人千葉県労働基準協会連合会(以下、「連合会」という。)では、行政当局のご指導の下、地区労働基準協会(以下、「地区協会」という。)、関係機関・団体との連携・協力をより深め、県内の労働者が安心して安全かつ健康に働ける職場環境の実現を目指して、積極的、効果的な事業の運営に努める。また、事業者には「働き方改革の着実な実施」はもとより長時間労働の抑制を踏まえた「新しい働き方」の実現に向けた環境づくりを支援する。
- (4) このため、安全衛生関係技能講習、教育等を始め、労務管理・労働相談センター事業や千葉県産業安全衛生会議の運営、働き方改革を推進するための啓発事業等を積極的に推進する。また、来年度は14次防の中間年となる重要な年であり、行動災害防止に向けて、中災防の安全衛生サポート事業や推進アドバイザーの活用勧奨を図ることにより、中小企業における職場環境改善や労働者の身体機能の維持改善等を支援する。また、エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を促進するとともに、中小企業の実践を支援するため補助金(エイジフレンドリー補助金)の活用勧奨を図る。さらに死亡災害の撲滅等業種別の労働災害防止対策を推進するとともに、荷主も含め「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全ガイドライン」の取組促進を図る。
- (5) 以上のとおり、連合会は、千葉県下事業場の非正規労働者を含むすべての労働者の適正な労働条件の確保・改善をはじめ、労働災害防止、健康の保持増進等勤労者福祉の増進に寄与するための事業を推進する。

各種事業～概略～

千葉県下の事業場における労働災害の防止、健康保持増進対策及び適正な労働条件の確保・改善対策等を促進し、働く人の安全と健康の確保並びに労働者福祉の改善・向上に寄与することを目的に各種事業を展開しています。

各種講習

- 登録技能講習
 - 登録養成講習
 - 各種特別教育
 - 能力向上教育
 - 衛生管理者受験対策講習 等
- 安全衛生関係技能講習、教育等を実施しています

千葉県産業安全衛生会議

千葉県労働局、千葉県、消防団、経営者団体、労働組合等関係機関が集まり災害防止・職業病予防を図り、産業の発展、労働者の福祉に寄与することを目的に昭和46年に設立しました

千葉県産業安全衛生大会や年末年始無災害運動等を運営しています

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会(全基連)

全基連は、労働基準法等労働関係法令の普及啓発や受託事業の実施を通じて、労働条件の改善向上や労働福祉の向上等を目標として活動しています

当連合会は、全基連千葉県支部として以下を行っています

- 外国人技能実習制度関係者養成講習の実施
- その他の受託事業に関する業務

労働問題相談センター

- ～その悩み、相談してみませんか～
- 労働者、事業主どちらの立場でも、どなたでも、無料でご相談をお受けします
 - 専門の相談員が対応します
 - 相談者のプライバシーに配慮します
 - 千葉県内に8つの相談センターを開設
 - (相談例)
 - 労働契約を結ぶとき、契約書は必要?
 - 職場のハラスメント・いじめに悩んでいます 等

中央労働災害防止協会(中災防)

中災防は、事業場の安全衛生活動を支援することにより労働災害を防止することを目的とし設立され、経営理念として「すべての働く人の安全・健康を～Safe Work, Safe Life～」を掲げています

当連合会は中災防が実施する以下の事業に協力しています

- 中小規模事業場の安全衛生相談
- 各種セミナーの開催
- 全国産業安全衛生大会の申込受付
- 中小企業無災害記録証授与制度の申請窓口

働き方改革の推進

(一社)千葉県経営者協会と千葉県社会保険労務士会と当連合会の三者による「働き方改革推進に係る連携協力に関する協定」に基づき、

- セミナーの開催
- 働き方改革推進相談窓口への協力等を行っています

千葉県衛生管理者協議会

衛生管理者、衛生推進者(安全衛生推進者)、労働衛生ご担当者の方々にご入会いただき、千葉県内の衛生管理者のスキルアップ及び衛生管理活動の活性化のため例会の開催や情報提供を行っています

賛助会員

厚生労働省千葉県労働局長登録講習機関として各種事業を展開し、働く人の安全と健康を確保するために日々取り組んでいます

多くの事業場の皆さまが当連合会の趣旨にご賛同いただき、ぜひご入会いただきますようお願い申し上げます

各種事業の詳細やお申込み等はこちらから！



千葉県労働局長 登録講習機関

公益社団法人

千葉県労働基準協会連合会

〒260-0026

千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館305号

TEL : 043-241-2626

<https://www.chibaroukiren.com/>

実施事項

1 安全衛生関係技能講習、教育等の実施

年間で100回の講習を開催

(1) 千葉県労働局長の登録教習機関として労働安全衛生法に基づき主に労働衛生分野の技能講習及び安全教育を開催。令和7年度は100回の講習を延205日間で開催する計画としている。6年度の受講者数の増減を指標として特定化学物質、有機溶剤等作業主任者講習の回数を増やす一方で、受講生の減少傾向が顕著となっている石綿作業主任者は今年度の9回から4回に減少させる。

また、来年度、新規の講習予定はないが、令和5年度途中に急遽開催して6年度の年間計画にも盛り込んだ化学物質管理者講習は令和7年度も継続して開催する。

(2) 令和6年度の技能講習で唯一受講者を1回80名定員としていた酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者講習も7月からはコロナ前の100名規模に戻しての開催であり、7年度はすべての技能講習において年度当初より受講者数100名規模で開催する。

(3) 講習等実施状況

令和	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
年間講習回数	96回	94回	118回	109回	113回	107回	100回
申込者数	7,078	5,833	8,162	7,409	7,165	8,387	—

講習名	日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平均開始日 (10:00～)		令和7年2月3日※	3月3日※	4月1日※	5月2日※	6月2日※	7月1日※	8月1日※	9月1日※	10月1日※	11月4日※	12月1日※	令和8年1月5日※
特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者	2日	18時～20時 14時～15時	8時～9時 27時～28時	17時～18時 30時～710	22時～23時 30時～31時	25時～26時	30時～4時 11時～12時 29時～30時	8時～9時	4時～5時 6時～7時	20時～21時	8時～9時 26時～27時	19時～20時 26時～27時	12時～13時 16時～17時
* 酸・高圧・酸化水素 危険作業主任者	3日	7時～9時 16時～17時	19時～21時	9時～11時 23時～25時	7時～9時 16時～18時	4時～6時 20時～22時	8時～10時 24時～26時	19時～21時 20時～22時	10時～12時 19時～21時	15時～17時	19時～21時 20時～22時	4時～6時 16時～18時	9時～11時
有機溶剤作業主任者	2日	3時～4時 21時～22時	12時～13時 29時～30時	19時～20時 26時～27時	14時～15時 28時～29時	18時～19時	19時～20時 16時～17時	6時～7時 14時～15時	17時～18時	8時～9時 22時～23時	6時～7時 13時～14時	9時～10時 24時～25時	2時～3時
公設設備作業主任者	2日					7時～8時						12時～13時	
サプレス機械作業主任者	2日			30時～4時						4時～5時			
石綿作業主任者	2日	10時～11時			24時～25時			16時～17時			15時～16時		
鉛作業主任者	2日			4時～5時					10時～11時				
衛生推進者養成	1日			6時						19時			
有機溶剤作業主任者能力向上教育	1日				11時						22時		
産業用ロボットの取扱い、検査等 業務の特別教育(学科のみ)	2日		22時～23時						27時～28時				
安全管理者能力向上教育	1日						5時						6時
第1種衛生管理者能力向上教育	2日						18時～19時						18時～19時
第1種衛生管理者 試験対策講座	2日				28時～30時				26時～27時				4時～5時
第2種衛生管理者 試験対策講座	1日				10時							30時	
化学物質管理者※	2日												
労働管理セミナー※	1日			13時							12時		
中央労働災害防止協会 共催セミナー※													

※1. 中央労働災害防止協会との共催セミナーについては、申し込み方法が協会の講習とは異なりますので、詳細は中央労働災害防止協会
のホームページにてご確認ください。当協会会場で開催させていただきます。
※2. 公設設備(サプレス)は、受講の資格要件があります。*Bの講習(酸欠)は、科目免除があります。講習に関する詳細については、
当協会ホームページにてご確認ください。
※3. 技能講習は、試験があります。合格者のみ、修了証を交付します。
※4. 化学物質管理者は「化学物質安全管理研修(1日)」「取扱い実習(2日)」と「化学物質安全管理専門的講習(2日)」(製造事業場向け)の2通り
あります。講習に関する詳細については、当協会ホームページにてご確認ください。
令和6年10月28日作成

2 労務管理・労働相談センターの開設

名称変更。千葉労働局のHPにリンク

- (1) 7年度も地区協会の協力の下、地区協会に労務管理・労働相談センターを8か所開設し、働き方改革の推進、労働環境の改善など労務管理に係る様々な労働問題について、専門スタッフによる個別無料相談を実施する。
- (2) 労働相談の窓口が多くある中で、他の相談窓口との差別化を図り、企業団体による企業のための相談窓口であることをアピールするために、今年の1月から名称を「労働問題相談センター」から「労務管理・労働相談センター」とした。さらに周知拡大を目指して千葉労働局のホームページの「労働関係相談先一覧」に掲載してもらった。

労働問題相談センターの相談件数

	令和	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	年間	290	243	201	205	186
開設日数	年間	288	213	177	176	176

その悩み、
相談してみませんか
労務管理・労働相談センター

相談日は、各センターのホームページ、電話等でご確認ください。

- 企業団体が開設する、企業のための相談窓口です。
- 事業主、労働者どちらの立場でも、どなたでも、無料でご相談をお受けします。
- 専門の相談員が対応いたします。
- 相談者のプライバシーに配慮します。

開設予定の労働相談センター

〒260-0026 千葉市中央区新大塚3-3 千葉労働局管内(1) 労働相談センター TEL 043-242-2044 TEL 043-242-2054 FAX 043-242-2054	〒273-0205 船橋市東1-10-10 船橋労働局管内(2) 労働相談センター TEL 047-434-2189 FAX 047-433-4595	〒273-0205 船橋市東1-10-10 船橋労働局管内(2) 労働相談センター TEL 047-434-2189 FAX 047-433-4595
〒277-0005 船橋市東1-10-10 船橋労働局管内(2) 労働相談センター TEL 04-7163-5229 TEL 04-7166-4333 FAX 047-22-3998 FAX 047-22-3948	〒273-0205 船橋市東1-10-10 船橋労働局管内(2) 労働相談センター TEL 047-434-2189 FAX 047-433-4595	〒273-0205 船橋市東1-10-10 船橋労働局管内(2) 労働相談センター TEL 047-434-2189 FAX 047-433-4595
〒273-0205 船橋市東1-10-10 船橋労働局管内(2) 労働相談センター TEL 047-434-2189 FAX 047-433-4595	〒273-0205 船橋市東1-10-10 船橋労働局管内(2) 労働相談センター TEL 047-434-2189 FAX 047-433-4595	〒273-0205 船橋市東1-10-10 船橋労働局管内(2) 労働相談センター TEL 047-434-2189 FAX 047-433-4595

公益社団法人 千葉県労働基準協会連合会 ちば労基連
043-241-2626 FAX 043-241-2670

労務管理・
労働相談センター
(相談内容の一覧)

- 労働契約を結ぶとき、契約書は必要?
- 就業規則を作成・変更したい
- 時間外労働の割増賃金、計算方法を教えて
- 病気療養中の従業員の雇用維持について
- パート・アルバイトの社会保険や労働保険の加入について
- 職場のハラスメントに悩んでいます
- その他、メンタルヘルス、育児介護休業、
退職、解雇、安全管理など…
- さまざまな労働問題のご相談を受け付けています。

公益社団法人 千葉県労働基準協会連合会 ちば労基連
043-241-2626 FAX 043-241-2670 <http://www.chiba-labour-union.com/>

3 千葉県産業安全衛生会議の円滑な運営

千葉県産業安全衛生大会の開催 千葉労働局合同パトロールの実施 年末年始無災害運動の推進

- (1) 連合会の加盟している千葉県産業安全衛生会議は14団体で構成されており、千葉県の産業の健全な発展と勤労者の福祉の向上に寄与することを目的としている。

ア 厚生労働省 千葉労働局

イ 千葉県

ウ 千葉県労働基準協会連合会

エ 建設業労働災害防止協会

オ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

カ 港湾貨物運送事業労働災害防止協会

キ 日本ボイラ協会

ク 日本クレーン協会

ケ 千葉産業保健総合支援センター

コ 日本労働安全衛生コンサルタント会

サ 建設荷役車両安全技術協会

シ 千葉県経営者協会

ス 千葉県中小企業団体中央会

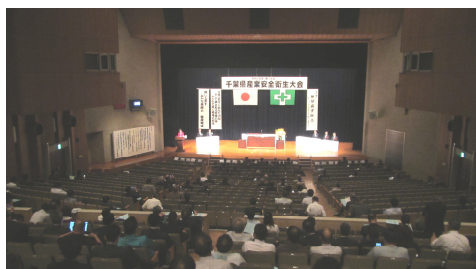
セ 日本労働組合総連合会

(2) 千葉県産業安全衛生大会の開催

令和7年10月31日(金)に青葉の森公園芸術文化ホールにて開催計画。

特別講演は南極おじさんこと伊藤太市氏を予定。連続7年南極で年越しした唯一の日本人。標高4,000m、-60のドームふじ基地へ2回遠征。ひとつ間違えば命を落とす場所での経験から「安全意識」とは何かを伝えている。

『安全運行のための点検・メンテナンスの重要性～「あれ」「おや」の感性を高めて、未然に危機回避・事故防止～』と題する講演を予定している。



南極おじさん (伊藤 太市 いとう たいいち)



(元) 南極地域観測隊
重機オペレーター、各種建設機械のメンテナンス車両関係のスペシャリスト

- (3) 千葉労働局との合同の安全パトロールは令和7年度も全国安全週間、年末年始無災害運動期間に合わせて実施を予定。

(4) 年末年始無災害運動の推進

広報用ちらし、ポスターに併せて実施要領を配布して当該構成員の他、地区協会、各労働基準監督署とも連携して周知を行う。

令和6年度 年末年始無災害運動実施要領

『今年もやります！基本作業の徹底 年末年始も無災害』



千葉県産業安全衛生会議

実施期間 令和6年12月1日～令和7年1月15日

1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるようにという趣旨で、昭和46年から厚生労働省の指導のもと中央労働災害防止協会が主催する全国的な運動で、今年で54回目を迎えます。千葉県内では、千葉労働局、各労働基準監督及び千葉県産業安全衛生会議、関係機関が連携を継続しています。

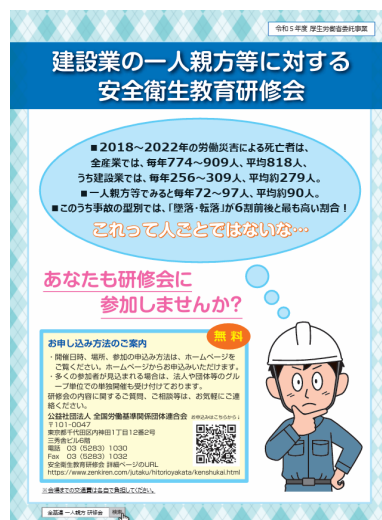
労働の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるために、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に進むこと、そして作業環境を万全にし、無事をしにすることが大切です。

千葉県の労働災害は長期的には減少傾向にある中で、本年9月までの労働災害発生状況(建設・土木・電気・機械・運輸)による労働災害(死亡)において、死亡者は28人と前年同月比で12人の増加となっています。労働災害は関係者で人々も多くも占めていますが、昨年3人だった製造業でも8人と増加の増加となっています。また、労働者の2人に対する労働災害の発生率も前年同月比で1.2倍となっています。また、昨年4月以上の労働災害も9月までの間に前年同月比の1.2倍に増加しています。また、昨年4月以上の労働災害も9月までの間に前年同月比の1.2倍に増加しています。また、昨年4月以上の労働災害も9月までの間に前年同月比の1.2倍に増加しています。



例会（研修会）の開催

令和7年度は9月22日(月)と3月6日(金)に例会開催を予定。9月は全国衛生週間の実施要綱の詳細説明。3月には次年度の衛生分野に係る行政の運営方針を詳細に説明してもらう等、目的を捉えて開催日を決定することにより意義のある例会を目指す。



安全衛生相談、研修の共催、無災害記録証の申請



広島県
厚生労働省
（労働政策課）

「過労死等防止対策推進法」施行10周年記念事業

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

千葉
会場

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の
思いがけぬ死、また、本人自身の健康や豊かな生活に支障を及ぼすなど、
本シンポジウムでは有識者や専門家等が交わられた方々のご議論なども
ご覧もいたいただき、過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて
過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。



注意

2024年11月26日(火)

14:00~16:30（受付13:00〜）

注意

千葉市民会館 小ホール
（千葉市中央区新田1-1）

参加無料

事前申込

主催：厚生労働省、広島県、千葉県
協办：過労死等防止対策推進委員会（主催）、全国過労死等対策推進協議会、過労死等防止推進全国連絡会議、
千葉県労働安全衛生センター（共催）千葉労働局労働政策課、労働政策、いばらき労働政策センター（共催）、
千葉市、千葉市労働政策センター（共催）千葉市労働政策センター、千葉市労働政策センター（共催）千葉市労働政策センター



二〇二四年十一月二十六日

ホームページの運営、会報「千葉労基連」の発行

[illegible][illegible]

(1) 理事会

第1回理事会	令和7年4月16日(水)	オークラ千葉ホテル 11時 開会
第2回理事会	令和7年5月26日(月)	オークラ千葉ホテル 15時 開会
第3回理事会	令和8年3月25日(水)	オークラ千葉ホテル 16時 開会

定時総会 令和7年5月26日(月) オークラ千葉ホテル 15時 開会

(公社)千葉県労働基準協会連合会は昭和26年4月に設立。来年で設立75周年を迎えることから、11月14日(予定)に千葉労働局労働基準部監督課長の「講演」と安西愈弁護士(安西弁護士事務所)を講師に招き、会員を対象とした無料の「法律講座」を予定している。



1958 年香川労働基準局に採用。1962 年中央大学法学部（通信教育課程）卒業。1969 年労働省退官、最高裁判所司法研修所に入る。1985 年第一東京弁護士会副会長。1999 年日本弁護士連合会研修委員長。他に中央大学法科大学院客員教授、東京地方最低賃金審議会会長、最高裁司法研修所教官などを歴任。現在も人事労務問題の専門家として活躍中。『採用から退職までの法律知識』、『雇用法改正 人事・労務はこう変わる』等、著書多数。